

相続財産とみなされる生命保険金

事 例 生命保険契約には、いろいろな形態のものがあり、被相続人の勤務先の会社が保険料を負担している場合もありますが、生命保険金を被相続人の死亡により受け取った場合の相続税、贈与税の課税関係をわかりやすく説明してください。

結 論

生命保険契約の保険金を受け取った場合に保険料の負担者が受取人であるときは、その受け取った保険金について所得税が課税され、保険料負担者と受取人が異なる場合には、受取人に相続税又は贈与税が課税される。

ところで、本問のように雇用主が従業員のために保険料を負担しているような場合には、勤務先の会社が負担した保険料相当額の経済的利益を従業員がまず享受し、これを実質的に従業員自ら負担したものと扱われる（相基通3-17）。したがって、従業員の死亡によりその遺族が保険金を受け取ったときは、みなし相続財産となる。

解 説

一般的に相続税法における保険金のみなし課税については、保険料の負担者がだれであるかによって次のような課税関係になる。

- ① 保険料の負担者が被相続人である場合には、その被相続人の負担した保険料の額に対応する部分の保険金は、受取人が被相続人から相続又は遺贈により取得したものとみなされる。
- ② 保険料の負担者が被相続人及び受取人以外の第三者である場合には、その第三者が負担した保険料の額に対応する部分の保険金は、受取人が保険料を負担した第三者から贈与により取得したものとみなされる。
- ③ 保険料の負担者が受取人自身である場合には、その者が負担した保険料の額に対応する部分の保険金については、相続税及び贈与税の課税問題は生じないで、専ら所得税の課税問題の領域に属することになる。

また、雇用主が従業員のために、その従業員を被保険者とする生命保険契約を締結し、その保険料を負担していた場合に、保険事故の発生によって従業員その他の者がこの保険金を受け取ったときには、その保険料を従業員が負担していたものとして取り扱うこととされている。したがって、従業員の死亡によりその遺族が保険金を受け取ったときは、①と同様みなし相続財産となる（相基通3-17）。

ただし、雇用主がその保険金を従業員の退職手当金等として支給することとしている場合には、退職手当金等に該当するものとして取り扱われる（相基通3-17）。

表にすると次のようになる。

	契約者	被保険者	保険料の負担者	受取人	保 險 事 故 等	課 税 関 係
①	A	A	A	A	満 期	Aの一時所得
					Aの死亡	Aの相続人が相続により取得したとみなされる（相法3①I）
②	A	A	A	B (Aの子)	満 期	BがAより贈与されたものとみなされる（相法5①）
					Aの死亡	Bが相続により取得したものとみなされる（相法3①I）
③	A	A	C	B	満 期	BがCより贈与されたものとみなされる（相法5①）
					Aの死亡	

相続時精算課税制度を利用して有利になる場合

事例 次のような前提の時に、相続時精算課税制度を利用して、相続税・贈与税が軽減される場合はどういときですか。

家族構成：父（A社社長（66歳））、母、長男（30歳）、長女（25歳）

現状の財産：非上場株式（A社）5億円（1株当り5,000円×10万株）

土地 3億円

預金 1億円

合計 9億円

平成15年に父は、長男に社長を譲ることとし、退職金1億円をもらいA社を引退する予定です。この結果、A社の株価は1株当り2,000円になったと仮定します。

また、平成16年から10年間は、1株当り5,000円になったと仮定します。

結論

贈与した財産の価額が、相続時において贈与時より大幅に上昇した場合は有利となる。

解説

(1) 贈与時点での相続税の試算

まず、贈与時点の財産の価格で、父がA社を引退する時の相続税を試算してみる。試算に当たっては、株価は5,000円として、現状の財産9億円に退職金1億円を加算して10億円を相続財産見込み額とする。相続人は、母、長男、長女の3人とし、法定相続分で財産を取得したものとする。

課税価格……10億円

基礎控除額……8,000万円（5,000万円+1,000万円×3人）

課税遺産総額……9億2,000万円（10億円-8,000万円）

相続税の総額……3億3,300万円

計算過程

9億2,000万円×1/2=4億6,000万円

4億6,000万円×50%−4,700万円=1億8,300万円…①

9億2,000万円×1/2×1/2=2億3,000万円

2億3,000万円×40%−1,700万円=7,500万円…②

①+②×2=3億3,300万円

配偶者軽減額……1億6,650万円

納付税額……1億6,650万円

(2) 暦年課税を適用した場合と相続時精算課税を選択した場合の試算

＜ケース1＞暦年贈与を行っていく場合

父は、長男及び長男の妻、子2人の計4人に対し、平成15年の1株2,000円のときに、4,000株ずつ贈与を行う。

以後、平成16年から10年間、上記4人に対し1,000株ずつ贈与をする。

この結果、平成25年末には、父の持株数は44,000株となる。

〔贈与税額〕

平成15年分 2,000円×4,000株=800万円
 800万円−110万円（基礎控除額）=690万円
 690万円×40%−125万円=151万円
 151万円×4人=604万円……①

平成16～25年分 5,000円×1,000株=500万円
 500万円−110万円（基礎控除額）=390万円
 390万円×20%−25万円=53万円
 53万円×4人×10年=2,120万円……②

贈与税総額 ①+②=2,724万円……①

＜ケース2＞相続時精算課税制度を選択した場合

父は、長男に対し、平成15年の1株2,000円のときに、8万株と現金4,000万円を贈与し、長男は相続時精算課税制度を選択する。

〔贈与税額〕

平成15年分 2,000円×8万株=1億6,000万円
 1億6,000万円+4,000万円=2億円
 2億円−2,500万円（特別控除額）=1億7,500万円
 1億7,500万円×20%（税率）=3,500万円

(3) 相続時の＜ケース1＞＜ケース2＞の比較

平成30年に父が死亡し、その時のA社の株価は、8,000円になっていたとする。

	暦年贈与<ケース1>	相続時精算課税制度<ケース2>
<贈与税>	贈与税総額 2,724万円・・・①	贈与税額 3,500万円・・・①
<相続税> 相続財産	44,000株×8,000円=3億5,200万円 土地3億円, 預金2億円 合計 8億5,200万円	20,000株×8,000円=1億6,000万円 土地3億円, 預金1.6億円 合計 6億2,000万円
課税価格	8億5,200万円	6.2億円+2億円(合算)=8.2億円
基礎控除	5,000万円+1,000万円×3 =8,000万円	8,000万円(同左)
課税遺産総額	7億7,200万円	7億4,000万円
相続税の総額	2億6,640万円	2億5,200万円
計算過程 (億円)	$7.72 \times 1/2 = 3.86$ $3.86 \times 50\% - 0.47 = 1.46$ $7.72 \times 1/2 \times 1/2 = 1.93$ $1.93 \times 40\% - 0.17 = 0.602$ $1.46 + 0.602 \times 2 = 2.664$	$7.4 \times 1/2 = 3.7$ $3.7 \times 50\% - 0.47 = 1.38$ $7.4 \times 1/2 \times 1/2 = 1.85$ $1.85 \times 40\% - 0.17 = 0.57$ $1.38 + 0.57 \times 2 = 2.52$
配偶者軽減額	1億3,320万円	1億2,600万円
贈与税額控除	0	3,500万円
納付税額	1億3,320万円・・・②	9,100万円・・・②
税額合計	①+②=1億6,044万円	①+②=1億2,600万円

この事例の場合、税額だけを比較すると、相続時精算課税制度を適用することにより、暦年贈与だけを利用した場合に比べ、3,400万円近く有利となる(第二次相続は考慮していない)。

また、贈与時点で試算をした相続税額1億6,650万円と比べても、4,000万円近く有利となる。

であって、不動産の利用権としては地上権、賃借権に比して極めて弱い権利であるのみならず、これらの権利とは異なり、法律の保護が薄弱であって、借主の死亡によってその効力を失い、相続の対象ともなり得ない権利であるから、特段の事情が認められない限り、課税上はその経済的価値がないものとみるのが合理的である。

また、譲渡をした土地の所有者がその土地の譲渡をするのに際して支払った立退料が譲渡費用と認められるためには、法律上、譲渡をした土地の買主に対抗することができる賃借人等に対して支払ったものであることが必要である。

したがって、経済的価値を有せず、かつ、買主に対抗することができない使用借権者に対して、仮に、立退料を支払ったとしてもそれは譲渡費用に該当しないことになる。

④ 以上は、東京地方裁判所・昭和63年4月20日判決（確定）・税務訴訟資料164号87ページの所得税課税処分取消請求事件等を参考として構成したものである。なお、③の場合には、使用借権者（建物の所有者・立退料を受け取った者）には贈与税の課税関係が生ずることになる。

① なお、③に関連して次のような裁決例がある（平成元年11月29日裁決・国税不服審判所「裁決事例集 No.38（平成元年分・第2）」72ページ）。

すなわち、使用貸借により譲渡者の長男が事業兼居住の用に供していた建物及びその敷地の譲渡をするのに際して譲渡者が長男に対して支払った立退料等のうち、長男が建物に投下した建物改造費用（有益費）の現存価額並びに閉店及び移転に要した費用は譲渡費用に当たる、としたものである（③は土地の使用貸借であるが、この裁決例は建物の使用貸借であるということに注意が必要である。）。まれであるとは思われるが、使用借権者が第三者であっても考え方は同様である。